第9次小山市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、第9次小山市総合計画策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

※本事業は、「令和6年度小山市一般会計予算(令和6年2月小山市議会定例会)」 の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。円滑な事業スタートのため、予 算成立前に公募を行いますが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留 まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

第9次小山市総合計画策定支援業務委託

(2)業務の内容

別紙「第9次小山市総合計画策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、第9次小山市総合計画策定支援の 検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項につ いての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3)履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年(令和6年度・7年度の2か年)契約とする。

(4)提案上限額

29,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

- ※上記の金額は令和6年度から令和7年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。
- ・令和6年度 12,500,000円
- · 令和7年度 16,500,000円

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1)小山市物品購入等入札参加資格者名簿(営業種目:行政政策コンサルティング)に登録してあること。ただし、参加申込書等の提出時点において、登録事業者以外のもので、3の(2)~(10)の各要件を満たす者も参加者とすることができるが、その場合は、令和6年2月29日までに随時登録申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく再生手続開始の申立、 または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の 申立がなされてないこと。
- (4)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5)参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市 建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第6条、第12条及び第13条の規定に違反しない者であること。
- (8) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精 通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂 行するために必要な経営基盤を有していること。
- (10) 平成 31・令和元年度から令和 5 年度の間に、地方自治体からの発注によって 総合計画の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内容	日程
(1)公告(募集の開始)	令和6年2月 6日(火)
(2) 質問書の受付期間	令和6年2月 6日(火)から
	令和6年2月13日(火)
(3) 質問に対する回答(随時)	令和6年2月15日(木)まで
(4) 企画提案書の受付期間	令和6年2月16日(金)から
	令和6年3月 1日(金)
(5)一次審査(書類審査)	令和6年3月 4日(月)から
	令和6年3月11日(月)

(6)一次審査結果通知	令和6年3月15日(金)
(7)二次審査	令和6年3月25日(月)
(プレゼンテーション審査)	
(8) 審査結果通知、結果の公表	令和6年3月28日(木)
(9)契約締結	令和6年4月下旬

5. 公告

(1)公告開始日 令和6年2月6日(火)

(2) 公告方法

小山市公式ホームページへの掲載

URL : https://www.city.oyama.tochigi.jp

6. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1)受付期間

令和6年2月6日(火)~2月13日(火)午後5時まで(必着)

(2)提出方法

質問書(様式1)に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。 電子メールの件名は「総合計画プロポーザル質問(事業者名)」とすること。 ※電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

(3)回答方法

令和6年2月15日(木)午後5時までに、随時、市公式ホームページに 掲載する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

小山市総合政策部総合政策課

メール: d-kikaku*city.oyama.tochigi.jp (セキュリティ上、*を@と読み替えること)

7. 参加手続き等

(1)提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書	様式2	
②会社概要書	様式3	会社パンフレット等、会社概要わかるもの
		を併せて提出すること
③業務実績書	様式4	平成 31・令和元年度から令和5年度の実
		績を記載すること

④業務体制表	様式5	
⑤企画提案書	任意様式	A4サイズで作成すること
		11.評価項目について必ず提案を行うこと
⑥見積書	任意様式	2か年度分の積算内訳を記載すること

※指定様式は、市公式ホームページ(https://www.city.oyama.tochigi.jp) から取得すること。

(2)提出部数

①正本(上記①~⑥) 1部(社名等を表記すること)

②副本 (上記①~⑥) 10 部 (社名等の提案事業者が特定できる記載は全て 削除すること)

③CD-R または DVD-R 1 枚 (上記①~⑥の電子データを格納したもの)

(3)提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時まで(必着)

(4)提出方法

持参または郵送(必着)

※郵送の場合は、提出期限内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る 方法によること。

(5)提出先

小山市 総合政策部 総合政策課

住 所: 〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 (小山市役所本庁舎 6 階)

8. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3)提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5)企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画 提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止 措置を行うことがある。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7)企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う ものとする。

9. 一次審査(書類審査)

(1) 審査の手順

プロポーザル審査委員会委員により提出書類を審査する。

企画提案者が4者以上となった場合は、各委員の合計得点の上位3者以内かつ最低基準点(各委員の合計得点が満点の6割)以上の者が二次審査へ進むものとする。なお、参加する提案者が1者の場合でも一次審査を実施し、最低基準点を超えた場合は二次審査へ進むものとする。

(2) 審查結果

一次審査の結果は、全ての企画提案者へ令和6年3月15日(金)に電子メールにて通知する。また、一次審査を通過した企画提案者には、併せて二次審査の開催通知を送付する。

なお、選考結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10. 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 審査の手順

- ①一次審査を通過した企画提案者は、プロポーザル審査委員会において、企画 提案書等に記載された内容について、二次審査を行う。各委員の一次審査及び 二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ②参加する企画提案者が1者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点(各委員の一次審査及び二次審査の合計点が満点の6割)以上の場合は優先交渉権者として選定する。
- ③優先交渉権者に選定された者とは、契約内容等について協議を行う。

(2) 日時

令和6年3月25日(月)午後1時から(予定)

詳細な日程は、一次審査を通過した企画提案者に一次審査の結果と併せて通知する。なお、二次審査の順序は、企画提案書の提出順とする。

(3)場所

小山市役所本庁舎7階 委員会室(予定)

(4) 所要時間

プレゼンテーションの時間は、1企画提案者あたり30分程度とする。

- ・準備 5分以内
- ・企画提案(プレゼンテーション)20分以内
- ・質疑応答 10 分以内
- ・片付け 5分以内
- (5) 内容

企画提案書の説明

(6) 出席者

3名以内とし、業務体制表に記載された管理責任者は必ず出席すること。

(7) 使用機器

パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、スクリーン等の機器は本市が用意する。

(8) 選定結果

選定結果については、令和6年3月28日(木)に市ホームページにて公表するとともに、二次審査(プレゼンテーション審査)に参加した全ての企画提案者に電子メールにより通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) その他

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのものであり、業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

11. 評価項目

評価項目は、下表の内容とするが、詳細は、別紙「第9次小山市総合計画策定支援業務委託プロポーザル評価項目及び配点」のとおり。

(1)一次審査(書類審査)

審査項目	評価項目
業務遂行能力	①業務実績
	②業務体制
	③実務経験
	④基本姿勢
	(本市の特性や課題の把握、本業務の理解)

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

☆ ★☆□	三元/元子口
審査項目	評価項目
執行体制及び作業工程	①業務工程・作業スケジュールの提案
業務実施方針	②「田園環境都市おやま」の考え方・概念や
	カーボンニュートラル・ネイチャーポジテ
	ィブの推進などを理解した提案(※)
	③分析方法(他市比較、現計画の検証、人口
	からの分析など)の適切な提案
	④市民参画(懇話会、市民会議、アンケート
	調査等)の手法の提案
	⑤職員の計画策定に対する関心や理解を高め
	る研修の提案
	⑥計画に対する評価や予算等との連携などの
	マネジメントシステムについての戦略性の
	高い提案
	⑦総合計画と個別計画の役割・位置付け、達成
	目標・指標の設定の適切な提案
	⑧進行管理の手法の効果的な提案

	⑨分かりやすく見やすい計画の提案
プレゼンテーション	⑩プレゼンテーションの内容

※「田園環境都市おやま」の概念など、市の考え方等に関する情報については、 市公式ホームページ (https://www.city.oyama.tochigi.jp) 内、及び おやまアサッテ広場 (https://oyamavision.com) を参照とすること。

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1提案とする。
- (4)提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、一切認めない。
- (5) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、本プロポーザルにのみ使用するものとし、公表しない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の 締結を担保するものではない。
- (8)審査結果(参加者名、点数、順位)は公表する。ただし、優先交渉権者及び 次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (9)次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
 - ④選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合

13. 事務局

小山市 総合政策部 総合政策課

住 所: 〒323-8686 栃木県小山市中央町 1-1-1 (小山市役所本庁舎 6 階)

電 話:0285-22-9352(直通)

メール: d-kikaku*city.oyama.tochigi.jp (セキュリティ上、*を@と読み替えること)